

(別紙)

新旧対照表

兵庫県(明舞団地再生計画)

変更後	変更前
別紙(1) 3 当該支援措置を受けて実施し、又は実施を促進しようとする取組の内容 (1) 公営住宅を住宅用途として目的外使用する理由及びその概要 地域活力の低下、コミュニティ機能の衰退等が進む明舞団地において、ミックスコミュニティの推進、高齢者等への生活支援の充実、集合住宅建替事業の推進等を目的とした公営住宅の目的外使用を行うことにより、ニュータウン全体の活性化と円滑な再生を推進する。 ミックスコミュニティ推進等に資する若年世帯等住宅としての使用 ミックスコミュニティの推進、地域コミュニティの活性化等を目的として、下記の要件に該当する世帯の住宅として使用する。 - 夫婦の満年齢合計が80歳未満で子供を有する世帯、<u>若しくは夫婦の満年齢合計が70歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦世帯</u>であること。 - 使用する世帯の収入分位は、特定優良賃貸住宅入居基準と同等であること	別紙(1) 3 当該支援措置を受けて実施し、又は実施を促進しようとする取組の内容 (1) 公営住宅を住宅用途として目的外使用する理由及びその概要 地域活力の低下、コミュニティ機能の衰退等が進む明舞団地において、ミックスコミュニティの推進、高齢者等への生活支援の充実、集合住宅建替事業の推進等を目的とした公営住宅の目的外使用を行うことにより、ニュータウン全体の活性化と円滑な再生を推進する。 ミックスコミュニティ推進等に資する若年世帯等住宅としての使用 ミックスコミュニティの推進、地域コミュニティの活性化等を目的として、下記の要件に該当する世帯の住宅として使用する。 - 夫婦の満年齢合計が80歳未満で子供を有する世帯であること。 - 使用する世帯の収入分位は、特定優良賃貸住宅入居基準と同等であること